

第 13 次泉南市子どもの権利条例委員会報告(第 1 回)にあたっての付言
亡くなった子どもを实名で記述したことについて

私たち子どもの権利条例委員会は、本年 7 月 22 日に市長に提出致しました第 13 次報告(第 1 回)において、2022 年 3 月に自死した当時中学 1 年生であった子どもを实名により記述いたしました。これについて、以下、本委員会の総意により付言します。

本委員会は、その子ども自身が生きてきた事実、その子どもの存在そのものが、匿名化されてしまうことによって、「まるで居なかったかのように扱われている」と感じられて深い心痛を覚える——との遺族の思いを受け止める中、慎重審議を重ねた結果、本委員会の公的第三者機関としての意義と主体において、匿名化をするべきではないと判断致しました。

この子どもの自死は、学校生活を通して、学校や教育委員会をはじめ社会に対する信頼や希望を失っていった、その結果、「自死を決意することに至った」(第三者委員会報告「要約版」45 頁)ものと、本委員会は受け止めています。これは第三者委員会の調査報告とも共通する認識と理解しています。

したがって、2022 年 3 月に自ら命を絶った、この子どもは、自らの存在を他者によって匿名化されねばならないような理由や根拠——例えば法を犯すなどして匿名化等による保護を必要とするような——を自らにおいては、一切持つものではありません。

加えて、個人情報保護の本旨が、自己にかかわる情報のコントロール権にあることに鑑みれば、本件の場合においては、匿名化を望まない遺族の意に反して匿名化を強いることは、個人情報保護の本旨たるコントロール権を侵害するに等しいとも考えられます。

はたして、そのようにして「匿名化」を強いることが、亡くなった子どもの人間としての尊厳の回復に、つながるでしょうか——。

本委員会は、この問いに向き合う中——泉南市子どもの権利に関する条例が第 3 条に定める「子どもの権利の尊重」を繰り返し、繰り返し、読み返す中から——熟考を重ね、亡くなった子どもの人間としての尊厳を回復するべく、いささかなりとも今次報告を通して努めねばならないとの思いと願いに根差して、上述の通りの判断に至った次第です。

周知のように、本件にかかわる新聞やテレビ等のメディアを通しては、既に实名により広く社会に報道されています。その報道の意味を、私たちは改めて慮らねばならないとも考えます。そして私たちは、泉南市子どもの権利に関する条例が定める、子どもの最善の利益を第一に考慮する原則(子どもの権利条約第 3 条)に、今こそ深く根差して、亡くなった子どもの思いを、その实名を以って、それぞれの心に刻まねばならないと考えます。

2024 年 7 月 26 日
泉南市子どもの権利条例委員会
会長 吉永 省三

第 13 次
泉南市子どもの権利条例委員会報告
(第 1 回)

第 1

報告事項 I 「子どもにやさしいまち」を
実現するための条例の運営状況について

第 2

子どもの人権機関の制度設計に
必要な条例改正等に関する提言

第 3

今次報告として今後に予定する報告事項について

2024(令和 6)年 7 月 22 日

泉南市子どもの権利条例委員会

2024(令和6)年7月22日

泉南市長 山本 優真 様

泉南市子どもの権利条例委員会

会 長 吉 永 省 三
副会長 山 下 裕 子
委 員 青 木 桃 子
委 員 前 田 百 合 子
委 員 横 井 真

第13次 泉南市子どもの権利条例委員会報告（第1回）

泉南市子どもの権利条例委員会は、泉南市子どもの権利に関する条例（2012(平成24)年10月制定。以下「条例」とします。）第16条第4項に基づき、本報告を行います。

本報告は、同条第1項が市に課するところの「この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況」の検証に資するため、とりわけ2022年3月、当時中学1年生であった□□さんが自死するという痛ましい事態を受け止める中、それを防ぎ得なかった条例運営等の実態や現状を検証するため、「泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る報告書」（令和6(2024)年5月28日、中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会。以下「第三者委員会報告」とします。）を本委員会として受け止め、精読・検討する中、□□さんの尊厳の回復と再発防止の仕組みづくりに向け、可及的速やかに具体化されるべきと考えられる重要事項について、これを市長に報告しようとするものです。

つきましては、本年度の第13次報告は複数回にわたり重要事項を優先して順次に報告させて頂くことと致しましたので、ご高配のほど、どうかよろしくお願い申し上げます。

この度は第13次報告の第1回として、これを下記の通り行うものです。

泉南市の「子どもにやさしいまち」の実現に向け、条例第16条第5項に基づく市長のご尽力により、本報告の積極的な活用が図られることを、切に要望するものです。

記

第1 報告事項 I 「子どもにやさしいまち」を実現するための条例の運営状況について

1. 本委員会は、これまでの年次報告を改めて踏まえるとともに、今回の第三者委員会報告を精読・検討する中、現下における最重要課題として、三つのことを受け止めました。

既にこれまでに重ねてきた年次報告において本委員会は、□□さんの自死は学校や社会に対する信頼や希望を失った結果の「絶望死」と受け止めざるを得ない——と指摘してきました。ほぼ同様の認識が、第三者委員会報告にも読み取られました。

こうした現下の状況において、泉南市が今求められていることは、何よりも、亡くなった子どもの尊厳を回復する真摯なとりくみの中から、子どもたちの信頼を取り戻すこと、その保護者や市民の信頼を取り戻すこと、そして改めて「子どもの希望を支え育むことのできる泉南市」となっていくことです。

そのために本委員会は、泉南市が今とりくまねばならない最も重要な課題として、何よりもまず、次の三つを提起するものです。

(1) 子どもの自死に至る現実に対する認識そして今現在における最重要課題の認識を

□さんの生前の学校生活においては、特に条例第3条(子どもの権利の尊重)、第4条(子どもの意見表明と参加)、そして第6条(子どもの相談と救済)が、ほとんど尊重されることなく経過してきた——と、いわざるを得ない現実があったことについて、これを私たちは第三者委員会報告を踏まえ、改めて受け止めました。

すなわち、泉南市の子どもの権利を守るための条例が、□さんにとっては「絵に描いた餅」にしか過ぎなかったという、その現実に対する確かな認識が、市にも教育委員会にも改めて求められます。これを私たちは心に刻まねばなりません。

その確かな認識に根差して、子どもの最善の利益を第一に考えて実行する、子どもにとって意味のある、実効性のある諸施策が、市と教育委員会に求められます。

その中でもとりわけ、条例第3条(子どもの権利の尊重)、第4条(子どもの意見表明と参加)、そして第6条(子どもの相談と救済)を、どの子どもにも、確かに保障する仕組みとしての「子どもの人権機関」を、速やかに創設することが必要となっています(この課題については、改めて後述の2および後掲の第2において扱います)。

(2) 子どもの自死後の対応と経過をめぐる教育委員会の問題についての総括を

□さんの自死は、死後数か月間にわたって教育委員会の合議にかけられることなく放置され、よって公表や再発防止に向けた適切な対応がとられることなく時日を費やしてきたことが、第三者委員会報告により明らかにされました。

教育委員会は改めて、子どもの権利に関する条例の原則を定める第3条(子どもの権利の尊重)に照らして、2022年3月以降の自らの対処の在り方について、真摯な総括にとりくみ、これを一般行政権からの分離独立原則に立つ合議機関の主体において、市民に対して明らかにすることが求められているといえます。

条例の原則をなす第3条は、「子どもの権利条約に基づき、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう、不断に努めなければなりません」と第2項に定め、さらに「子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとします」と第3項に定めています。

これら泉南市の子ども施策の原則をなす条例規定に照らして、教育委員会としての対処と対応がなされていたでしょうか?——真摯に総括し、そして子どもを含む市民に対して誠実に向き合い、自らの説明責任を遂行することが求められます。

この教育委員会の課題が果たされる中から、子どもたちの信頼を取り戻すこと、その保護者や市民の信頼を取り戻すこと、そして改めて「子どもの希望を支え育むことのできる泉南市」となっていくことが、期待できるものとなります。本委員会は、そのような信頼と希望を取り戻すための対話を教育長・教育委員会に望むものです。

(3) 条例の形骸化・有名無実化につながる教育長発出の公文書は撤回を

2022年6月末に教育長より本委員会に宛て2度にわたって発出された公文書により、本委員会は条例で課せられた市長報告を同年7月1日に実施しようとしていたところ、これを履行することができませんでした。さらにそれら公文書では、本委員会事務局としての職務を拒絶するとともに、本委員会の会議そのものの開催をも禁ずる旨の通告

がなされていました。

そのような一連の経過に対して、第三者委員会報告は「条例委員会に係る対応状況について」（「要約版」45-46頁）とする答申を行っています。すなわち、本委員会に対する教育長名による公文書「泉南教委人176号」（令和4年6月29日）および「泉南教委人177号」（令和4年6月30日）は、それら発出の合理的根拠が一切認められないものと、改めて第三者委員会報告により明らかにされました。

したがって、それら公文書は、とりわけ条例第16条に著しく反するものであって、中でも同条第6項が定める、子どもの権利条例委員会および市民モニターの活動に対する市の実施機関の積極的協力援助義務を等閑視して無効化するものとなっています。さらには、そのような条例違反によって、条例の基本原則をなす第3条（子どもの権利の尊重）をはじめ、同条を根幹とする「子どもの権利に関する条例」そのものを形骸化させるものとなっています。

このような公文書が既成事実として放置されていくなれば、「子どもの権利を尊重する」と定めた条例は有名無実化され、益々子どもや市民の信頼を失っていくこととなるでしょう。重大な懸念が抱かれます。

よって、こうした経過と現状は、速やかに是正されねばならず、上掲2つの教育長名公文書は、速やかに撤回されることが必要であると考えます。

2. 上記1の(1)における最重要課題として、条例第6条第1項が定める「子どもが必要とする相談と救済を受けることができる権利」を、泉南市の全ての子どもに実際に保障する、実効的な「子どもの人権機関」の速やかな設置が求められます。

そこで、どのようにすれば、子どもの人権機関としての実効性を担保することができるのか。本委員会は、少なくとも次の(1)(2)(3)の各施策が、子どもの最善の利益を目指して、相互に関連して機能を発揮し効果を創出していくことが重要だと考えます。

つまり、(1)(2)(3)の各施策が、子どもの最善の利益を目指す一体的な仕組みとして、制度設計されることが必要です。そのためには、新たに創設する子どもの人権機関の制度は、条例第16条——市に課せられた条例検証の責務と、それに資するための本委員会および市民モニターの機能と役割とを定めた条例第16条——を前提とする制度として、同条に連なる有機的な相補性を最大限に発揮できるよう、制度設計される必要があります。

なお、これについては下記(1)(2)(3)を踏まえ、改めて本報告の第2として「子どもの人権機関の制度設計に必要な条例改正等に関する提言」を後掲にて行うこととします。

(1) 条例に基づく実効的な子どもの人権機関の創設を

本年3月12日の本委員会意見表明において市長に要望して参りましたように、子どもの自死を真摯に受け止めるなか、泉南市が創設しようとする子どもの人権機関は、その制度設計における最も基本的な事項として、次の3点が必要かつ不可欠です。

①子どもの権利条約（1989年国連採択、1994年日本批准・発効）を基盤として子どもの人権救済に取り組む制度であること

②そのために人権機関として不可欠な独立性・第三者性および調査等の権能が条例によって担保された制度である——パリ原則（1993年）を踏まえた公的第三者機関である——こと

③そして条例が目的とする「子どもにやさしいまち」を推進する機能として、個別救

済とともに、子どもの権利に関するモニタリング、制度改善等の提言、子どもの権利の広報や啓発等の制度機能を発揮するものであること

泉南市が新たに創設しようとする子どもの人権救済のための制度は、これら 3 点が確かに充足されるものとなるよう、設計されなければなりません。

ただし、子どもの人権機関としての制度の実効性を産み出していくためには、上の①②③による制度は、次の(2)および(3)の施策課題ともリンクする、一体的な仕組みとして、制度設計されることが必要かつ重要です。

(2) 実効的な人権機関とするための研修制度を

条例第 6 条は、2022 年 3 月に自死した[]さんにとっては、「絵に描いた餅」でしかありませんでした。不幸な事態を再び繰り返さないためには、上述(1)の①②③を具現する制度化とともに、その制度を積極的に理解して子どもの最善の利益のためにそれを活用していこうとする、子どもの権利に関する施策推進本部をはじめ、子ども施策に携わる全ての実施機関、特に教育委員会、学校その他の子ども施設における、職員の皆さんのより積極的な意識ととりくみが必要かつ不可欠です。

したがって、条例第 8 条「子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会を計画的に設ける」との定めに基づく施策として、子どもの権利条約と、これに則る包括的立法としてのこども基本法、それらと軌を一にする泉南市子どもの権利に関する条例、さらに、この条例に基づいて制度化しようとする子どもの人権機関について、同条が定める「職員の積極的な学習及び研修等」が益々必要となっています。

このような職員研修を実効あるものとして具体化する、中身の充実した職務研修制度を速やかに確立し、着実に実施していくことが、今改めて求められます。

泉南市が今創設しようとする人権機関を、何よりも子どもにとって意味のある、真に実効的な制度としていくためには、このような職員研修制度が必要不可欠です。

(3) 実効的な人権機関とするためのネットワークを

条例第 6 条は、子どもの相談と救済を受ける権利を実現していくために、第 3 項において、学校をはじめ「子ども施設の職員」とともに、「親その他の保護者」と「子どもの身近にいる市民等」が、子どもに対する支援に努めることを定めています。

不幸な事態を再び繰り返さないために今、それらの人々が、子どもの最善の利益を共通の目的として連携し協働していくことの大切さが、痛切に受け止められます。

すなわち、条例第 11 条が定める「せんなん子ども支援ネットワーク」の具体化、その積極的な推進が、今改めて、切実に求められています。

同条第 1 項は「子どもはその最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています」と定めています。これは泉南市が 2012 年に自ら定めた、子どもたちに対する約束です。しかし[]さんは、この約束が守られることなく、ために「自死を決意することに至った」(第三者委員会報告「要約版」45 頁)のです。これを私たちは心に刻まねばなりません。

この子どもの権利を実現していくために、同条第 2 項は「市は、子どもが前項に定める支援を受けることができるよう、せんなん子ども支援ネットワークを組織します」と、市に課しています。そして第 3 項は、「市及び子ども施設、子どもにかかわる市民等の自主・自発に基づく協働の取り組み」を推進するとしています。

今求められている、条例に根差して制度化しようとする子どもの人権機関は、このような子どもの最善の利益を第一に考える原則を共通の基盤として、市と市民等が協働していく中でこそ、実効的な制度となるものです。今創設しようとする子どもの人権機関は、市と市民等により——その制度の仕組みや意義、子ども自身にとっての意味と使い方が——積極的に理解され、これを積極的に活かしていこうとする土壌や意識が社会に醸成されていかなければ、子どもにとって実際に役立つ制度にはなりません。

子どもにとって意味のある、真に実効的な人権機関を創設していくために、条例第 11 条に基づく「せんなん子ども支援ネットワーク」の速やかな実施が求められます。

3. 上記 1 の特に (2) (3) にかかわる重要課題として、本委員会は 2023 年 9 月 8 日「泉南市子どもの権利に関する条例に基づく教育長見解の表明を求める要請（質問書）」（別添）において、既に 4 点にわたって教育長見解の表明を求めていました。

残念ながらその応答は、「第三者委員会が調査中だから」との理由をもって、未だに頂くことなく現在に至っております。しかしながら、もはや第三者委員会報告が公表された今、教育長見解の表明が、速やかになされるべき段階に至っているといえます。

本委員会は、この課題にかかわっては地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）に基づく「総合教育会議」の役割に、現状打開の期待を抱くものです。

(1) 教育長見解の表明を求めた経緯と改めての要請

本委員会は、2022 年 7 月 21 日付電子メール添付文書として教育長名による「泉南市子どもの権利条例委員会における活動報告拒否に対するお詫びについて」を受け取りました。そこには「本市教育委員会事務局の判断の間違いにより、大変なご不便とご迷惑をおかけいたしました」「今後は、教育委員会事務局の認識を改め、それを踏まえた対応や再発防止策をしっかりと講じる所存」とあります。

「判断の間違い」および「認識を改め、それを踏まえた対応や再発防止策を」との、その責任ある市の機関としての表明を、本委員会は可とします。そして、そこから教育長および教育委員会の誠実かつ建設的な対話に向かう——そもそも「教育（education）」とは、人と人との対話の中から産み出され分かち合われる営みであることを教育委員各位にしっかりと認識頂けるよう心から願いつつ——その第一歩が踏み出されることを期待します。

それゆえ、それはどのような「判断の間違い」であったのか、どのように「認識を改め」、どのような「対応や再発防止策をしっかりと講じる所存」なのか。それらを、さんの遺族をはじめ泉南市の子どもや市民に対して、より具体的に伝え、自らの説明責任を誠実に果たしていかれるよう、本委員会は改めて期待するところです。

(2) 「泉南市子どもの権利に関する条例」を豊かに育てていくために

上の 2023 年 9 月 8 日の本委員会発教育長宛要請文書は、条例が第 16 条で市に課している職務の一環として、教育長見解の表明を求めたものです。同条第 1 項は「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します」と、市に課しています。

もとより市の機関たる教育長には、この責務の遂行が一貫して求められます。しかしこの責務が、子どもに直接影響する教育施策を専ら担う市の機関、すなわち教育委員会にお

いて果たされないならば、これを定める泉南市の「子どもの権利に関する条例」は、子どもにとって何の意味をも持ち得ません。条例は愈々もって空洞化することとなります。

それは[]さんが抱いたと同様の社会への絶望感を、今を生きる子どもらの中に、さらにもたらすことともなり得ます。そのような重大な懸念が抱かれる現状を教育長はじめ教育委員会が真摯に認識される中、自らの説明責任を果たされるよう重ねて期待します。

(3) 総合教育会議の重要課題として現状の打開を

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)は、第1条の四の第1項で総合教育会議について定める中「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置」(同2号)に関して、地方公共団体の長は「総合教育会議を設けるものとする」とあります。

この定めるところは、子どもの生命にかかわる問題は教育委員会にとどまらず、自治体挙げての重要課題として、その必要かつ有効な役割を首長に求めるものであり、現に泉南市ではそのような市長の対応が図られて現在に至っているものと認識するところです。

それだけに、前項および前々項に述べる経過と現状から自ずともたらされる重大な懸念を払拭していくために、上記1をはじめ本報告が提起する諸課題とともに、そこに重なる上述2023年9月8日教育長宛要請文書が提起する諸課題について、それらを教育総合会議の重要課題として扱われる中、2022年3月の[]さんの自死から続く現状——端的には教育委員会が子どもを含む市民に対し、この条例に基づけば当然必要となる説明等をほとんど行うことなく経過してきた現状——の打開が図られていくよう、心から願うものです。

なお、同法第1条の四は「総合教育会議は、…関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる」と第5項に定め、続く第6項は同会議の原則公開を定めています。市民に開かれた民主的な地方自治を具現するアプローチとして、この総合教育会議を理解することができます。こうした観点からも、子どもの自死という重大事態に係る、その現状の速やかな打開が図られるよう期待するものです。

4. 本委員会は、3人の市外在住の有識者委員と2人の市内在住の市民委員とにより構成されています。各委員の子どものかかわる経験と知識をもとに、「泉南市子どもの権利に関する条例」を共通の基盤として、互いに考えあい、議論し、この条例の検証にとりくんできました。その中であって市民委員は、泉南市で子どもを育て泉南市で子どもとともに日々を暮らす市民の一人として、自ずとその立ち位置から、今回の第三者委員会報告を精読しました。そして、泉南市を「子どもにやさしいまち」にすると約束しているこの条例の現状に、心を痛めています。市民委員の率直な思いを受け止めて下さい。

[]さんが自死をするという痛ましい事態と、その後の泉南市教育委員会の対応、そこに見られた行政の迷走は、子どもの自死という重大事態の中であってすら(ましてや日常の困りごとなどでは)、子どもや市民は救済されないかもしれない、という不信と不安を現実のものとしてしまった、という点で、非常に重大だと考えます。

今の状況から、子どもや市民が安心できる生活を取り戻すためには、泉南市が[]さんとその家族に起きた事実に対して真摯に向き合い、そうする中から、市民の信頼を取り戻そうと真剣に取り組むことが、何より必要だと思います。

泉南市の条例は、第3条の第2項で「市及び市民等は、公私を問わず子どもにかかわるにあたっては、子どもの声に耳を傾け、子どもの最善の利益を第一に考慮し、もって子どもの権利が擁護されるよう不断に努めなければなりません。」と定めています。

市と教育委員会は、この原則が市や学校の仕組みとして実現されるよう、真剣に取り組んでください。

そのためにこそ、第三者委員会の調査報告を真摯に受け止め、真剣に活かしていこうとする姿勢が求められます。その際には、泉南市で暮らす子どもやおとなの市民的な視点を、十分に考慮していただきたいと思います。

繰り返しますが、一連の事態と対応を、「困っていても救済されない」「言っても無駄」という落胆と諦めの気持ちをもって見ている子どもや市民は、少なくありません。子どもたちが抱える、悩みや課題はより深く見えないところに潜ってしまったとも思えます。

このような現状の中で、市民が求めるのは、第三者委員会の調査報告をもとに、これまでの対応の総括と説明がなされたうえで、再発防止が語られることではないでしょうか。

もちろん、その総括と説明は、条例の理念と規定に照らしておこなってください。

条例第3条は第3項で「市は、子どもの権利条約が子どもに保障する権利を確かに認識し、そしてこの認識を広く市民等とともに分かち合い、もってすべての人の権利と自由を尊重して自己の権利を行使することができる子どもの育成を促進するよう努めるものとし、」と、このように市の責務を定めています。

さらに条例第3条は第4項で「市は、子どもの生命、生存及び発達並びに意見表明及び参加に対する子ども固有の権利が尊重されるよう、必要な仕組みを整え、子どもが必要とする支援の提供に努めるものとし、」と、市の責務を定めています。

しかしながら、第三者委員会の調査報告からは、さんの自死に至るまでの経緯は、およそ子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益を目指す条例の原則が、子どもにかかわるおとなたちに共通理解されていたとはいえなかったことが、読み取れます。

第3条の第1項には「子どもは、権利の主体として尊重され、いかなる差別もなく、子どもの権利条約に基づく権利を保障されます。」とあるのです。これを受けて市の責務が定められています。市と教育委員会は、子どもたちに対する責任を、改めて認識してください。

子どもたちは、このような日常を目にする中で暮らし、今も「子どもにやさしいまち」を目指すと聞かされながら、そのギャップにさらされています。そのようにして子どもたちが、おとな社会への信頼を失っていつている現状に、泉南市はあるといえます。

このような現状を泉南市がどのように認識しているのか。
語られることが必要だと思われます。

第2 子どもの人権機関の制度設計に必要な条例改正等に関する提言

1. 2022年3月の子どもの自死を受け止めて創設しようとする子どもの人権機関は、その実効性を確かなものとするために、その公的第三者機関としての権能——すなわち市の実施機関等に対する権利義務関係に裏付けられた子どもの人権救済のための制度としての機能と役割——は、議会の審議を要する地方自治体条例において明確に定め、以て子どもを含む市民から「見える・使える制度」とすることが重要です。
2. この子どもの人権機関は、泉南市子どもの権利に関する条例が定める、とりわけ第3条(子どもの権利の尊重)、第4条(子どもの意見表明と参加)、第6条(子どもの相談と救済)を、どの子どもにも確かに保障する仕組みとして、制度設計されねばなりません。よって現行「泉南市子どもの権利に関する条例」をより実効あらしめようとする視点をもって、現行条例に積極的な改正を施すことが有効な制度設計の方法だと考えます。
3. 上述を踏まえた現行条例の積極的な改正としては、現行の第16条(条例の実施に関する検証と公表)を前提として、それを受けた新たな条文として「第17条 子どもの権利救済委員制度(仮称)」を設けることが、現状における最も有効な方法と考えます。
そして同条に定める各条項として、次の諸規定が必要であると考えます。
 - (1) 第1項として: 条例改正の意義をなす「立法事実」を最初に明確に定めることが、条例の実効性を担保する上で必要不可欠であり、極めて重要です。
そこで、次のような条文が必要です。すなわち、2022年3月の子どもの自死を真摯に受け止め、亡くなった子どもの尊厳の回復と泉南市のすべての子どもの権利を保障する「まちづくり」を改めて推進することを期して、市長は、地方自治法上の市長の附属機関として、子どもの権利に関する優れた識見を持つ2名ないし3名の有識者による子どもの権利救済委員の制度を設置するものとする。
 - (2) 第2項として: 子どもの権利救済委員は、条例第3条(子どもの権利の尊重)を自らの中核的原則として、同条に根差して第4条(子どもの意見表明と参加)および第6条(子どもの相談と救済)が泉南市のすべての子どもにおいて具体化されるよう、子どもの権利のための公的第三者機関として必要な職務を担うものであること。また、そのために、第16条に定める子どもの権利条例委員会および市民モニターと必要な協力・連携に努め、同条第1項が市に課する条例検証に資する活動に努めるものであること。
 - (3) 第3項として: 子どもおよびおとなは何人も、この条例が定める「子どもの権利の尊重」(第3条)、これに基づく「子どもの意見表明と参加」(第4条)および「子どもの相談と救済」(第6条)に照らして、泉南市の子どもにかかわってその権利の救済等が必要と考えられるとき、子どもの権利救済委員に「救済申立て」を行うことができること、またそのために必要な相談を同委員に寄せることができること。
 - (4) 第4項として: 子どもの権利救済委員は、前々項の職務を全うするために必要な権能として、次の各号について、これらを自らの責務として行うものであること。

- ① 第 6 条第 1 項が定める「子ども自身が必要としている相談と救済を受けることができる権利」にかかわる「救済申立て」等を、当事者の子どもまたはその子どもにかかわる他の子ども・おとなから受けること(救済申立て権への対応)
- ② 前号の申立てを受け、または自己の発意により、前項に定める自己の職務にかかわって必要な調査を市の実施機関等に対して実施すること(調査権)
- ③ 前号の調査に基づき、市長をはじめ市の実施機関に対して、第 3 条に基づいて必要な行為是正等の勧告、制度改善等の提言、その他意見表明を行うこと(勧告権)
- ④ 前各号に関係して、子どもを代弁すること、または子どもの最善の利益のために公的良心を喚起することが、子どもの人権機関として必要である認めるとき、必要な事項を第 3 条に照らして公表することができること(公表権)
- ⑤ 第 3 条(子どもの権利の尊重)、第 4 条(子どもの意見表明と参加)、第 6 条(子どもの相談と救済)が、市と市民等において広く共有されるよう、子どもに対する人権侵害の予防活動として、市や市民等における子どもの権利の学習や広報、啓発等について、子どもの権利条例委員会等と協力・連携し、特に子どもの権利にかかわる専門性と公的第三者機関としての独自性を発揮してとりくむこと(予防活動)
- ⑥ 第 16 条第 4 項に基づく条例委員会および市民モニターの活動に対して、必要な協力・連携に努めるとともに、それを踏まえて自らの活動に関する年次報告を市長に対して行い、これを広く市民等に報告するものとする(年次報告義務)

(5) 第 5 項として: 市および市の子ども施設は、本条が定める子どもの権利救済委員の職務に対して、その公的第三者機関としての独立性と自律権を尊重するとともに、その活動に対しては、第 3 条が定める子どもの最善の利益を第一に考慮する原則に立って、積極的に協力し援助しなければならないこと。また、民間の子ども施設や市民等においても、これに準じて積極的に協力し援助するよう努めなければならないこと。

(6) 第 6 項として: 市および子ども施設は、本条が定める子どもの権利救済委員の制度が広く知られ有効に活用されるものとなるよう、前項を確かに踏まえる中で、第 8 条が第 1 項に定める「子どもの権利に関する職員の積極的な学習及び研修等の機会」として、条例の理念と諸規定について、ならびに条例が基づくところの子どもの権利条約および同条約に則る包括的立法としてのこども基本法について、同条が定める「職員の積極的な学習及び研修等」を計画的かつ着実に実施しなければならないこと。

(7) 第 7 項として: 市は、第 11 条第 1 項の「子どもはその最善の利益が第一に考慮されるなかで充実した子ども時代を過ごすために、社会から必要な支援を受ける権利を持っています」との規定が、泉南市においてどの子どもにも保障されるよう、同条第 2 項および第 3 項に定める「せんなん子ども支援ネットワーク」を子ども施設や子どもにかかわる市民等との協働により推進し、以て、本条が定める子どもの権利救済委員の制度のより実効的な運営に不断に努めるものとする。

(8) 第 8 項として: 子どもの権利救済委員の事務局を担う市の機関は、第 4 項に忠実に基づいて、委員の職務に係る事項については委員の命に服して職務に当たること。また、そのための一環として特に「親その他の保護者の支援」を定める第 9 条および

「子ども施設職員の支援」を定める第 10 条に関係しては、公的第三者機関の事務局として、子どもの権利救済委員に対する必要な補佐に努めるものとする。

(9) 第 9 項として：子どもの権利救済委員は、第 4 項各号に定める責務の遂行にかかわる重要事項については、これを合議により決するものとする。この場合において行う合議は、公的第三者機関としての独立性と自律権の実質を確保する機能として、その会議等を自ら運営し、必要な要綱等を自ら定めるものとする。

(10) 第 10 項として：子どもの権利救済委員は、第 4 項第 2 号の調査を実施する過程において、子どもの最善の利益を図る観点から、高度に専門的な鑑識や鑑定その他必要な専門的知見を得ることが不可欠と判断する場合は、その案件にかかわって有効な外部の専門家を子どもの権利救済委員の職務を助ける専門委員として委嘱するよう市長に求めることができるものとする。

(11) 第 11 項として：市長は、子どもの権利救済委員が心身の故障のため職務不能と認められる場合または職務上の義務違反その他子どもの権利救済委員として明らかに相応しくない行為があると認められる場合を除いては、その子どもの権利救済委員を解職することができないものとする。

4. 上述の新たな第 17 条(子どもの権利救済委員制度)を設けることに相関して、他の条項、とりわけ第 16 条(条例の実施に関する検証と公表)の諸規定については、第 17 条との相補性と整合性を十分に担保し、以て条例全体の積極的な効果を発揮していくことができるよう、一定必要な改正を施さねばなりません。また、それらとの相関において、第 15 条(条例の実施と広報)についても、改めてその「解釈と運用」(条例ハンドブック 81-83 頁)が述べる主旨を確かに実施していくことができるよう、一定必要な見直しが必要なものとも考えられます。

5. 上述の新たな第 17 条(子どもの権利救済委員制度)を設けるにあたっては、同条の規定を着実に実施していくための手続きを定める施行規則について、必要な検討を行い準備しておかねばなりません。さらに、それを受けて条例の目的を達成していくための同制度の運営に関する、同委員の自律的な規程となる要綱等について、その扱う事例を一定想定したシミュレーションを試みるなど、設置者として必要な検討を行うことについても、留意が必要です。そのうえで、条例ハンドブックにおいて、新たな第 17 条の「趣旨」および「解釈と運用」を位置づけることについて、上述来の論考を踏まえ準備していくことが不可欠です。

第3 今次報告として今後に予定する報告事項について

条例第16条第1項は「市は、この条例が子どもの権利条約に基づいて、本市における子どもの最善の利益の具体的な実現に貢献していくことができるよう、この条例の運営状況及びこの条例に基づく事業等の実施状況について、これを定期的に検証します」(傍点引用者)と定めています。

本委員会は、この定めに基づく「条例の運営状況」に関する検証に資するため、上述来の第1および第2の内容をもって、今回の報告「第13次 泉南市子どもの権利条例委員会報告(第1回)」を行うものです。

これを踏まえ、本委員会は本年度9月以降において、特に「条例に基づく事業等の実施状況」の検証に資する報告(報告事項Ⅱ)、および条例第16条第4項に基づく「市民モニターから見た子どもの権利条例の運営状況」に関する報告(報告事項Ⅲ)、またそれら報告事項に付随して本委員会が必要と判断する提言等について、これらを順次行い、第13次報告の責務を果たしていきたいと考えます。

以上